**仙台市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金　募集要項**

1. **補助金の名称**

仙台市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金

1. **対象施設**

仙台市内に所在する、

・認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）

・仙台市病児・病後児保育事業実施要綱（平成10年４月１日健康福祉局長決裁）第６条に規定する施設

・児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条の１８第１項に基づき仙台市に届け出を行っている病児保育事業実施施設（ただし、市民受入を行っている施設に限る。）

・児童福祉法第59条の２に基づく届出を行っている認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業は複数の事業に従事する者を雇用しているものに限る）

・児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条の８第２項に基づき仙台市に届け出を行っている放課後児童健全育成事業実施施設、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４０条に規定する児童厚生施設

・児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所Ⅰ型（自立援助ホーム）及び小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）

※同一敷地内に複数の上記施設・事業を実施している場合は、まとめて１事業所として扱います。詳しくは「７．Ｑ＆Ａ」をご確認ください

※分園の場合は、本園・分園をそれぞれ１事業所として扱います。

1. **補助基準額及び補助額**

１施設あたり補助基準額 上限 100,000円

補助額 上限 75,000円（補助率４分の３）

※実際の導入費用が補助基準額の上限を下回った場合、その額を４分の３し、千円未満を切り捨てた金額が補助額となります。

1. **対象経費**

性犯罪防止対策を図るために必要なパーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に係る経費

なお、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に納品・支払の双方が完了していれば対象となります（この間に納品・支払の双方が完了したものであれば、既に購入済みのものも対象です）。

詳細は、「７．Ｑ＆Ａ」をご確認ください。

1. **補助要件等**

* 市内に所在する対象施設を運営する事業者であること
* 市税の滞納がないこと
* 暴力団等と関係を有していないこと。

1. **交付申請・実績報告について**

（交付申請）

・提出書類：

担当者届（本補助金の担当者の方について記載してください）

※担当者届に記載の電話番号、メールアドレス宛にご連絡を行い、記載の所在地に通知等を発送します。

【様式第１号】交付申請書

【様式第２号】実施計画書

【参考資料】 設備等の仕様及び購入等に係る費用について確認できる資料（カタログ・見積書等）

※対象外費用がある場合は、それらを明確に区別してください（Ｑ５参照）。

設備配置図等（カメラの設置を行う場合に限る）

・提出期日：令和６年11月13日（水）

・提出方法：押印のうえ、郵送または持参により紙媒体で提出

（実績報告）

・提出期日：令和７年１月31日（金）

※詳細については別途案内を送付しますが、提出期日は上記の通りですので、交付決定後、早期の導入をお願いいたします。

※導入が完了し次第、上記期限までに随時実績報告をお願いいたします。

（各書類の提出先について）

書類の提出先は以下の通りです。

・認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、病児病後児保育事業実施施設

担　当：こども若者局幼稚園・保育部幼保企画課（上杉分庁舎７階）　川合

ＴＥＬ：022-214-8753

電子メール：kod006162@city.sendai.jp

所在地：〒980-0011　仙台市青葉区上杉１－５－１２

1. **Ｑ＆Ａ**

Ｑ１．幼稚園型認定こども園は仙台市で補助するのか。

Ａ１．仙台市において補助します。

Ｑ２．交付申請額が予算額を上回った場合、どのように交付決定する事業者を決定するのか。

Ａ２．基本的には、昨年11月に実施したアンケートにて導入の予定があると回答をいただいていた事業者を優先して交付決定する予定です。

Ｑ３．同一施設内や同一敷地内で保育事業と病児病後児保育事業を行っている等の場合、補助基準額はどのようになるのか。

Ａ３．同一施設内や同一敷地内で複数事業を実施している場合であって、複数の事業をほぼ一体的に運営している場合やフロアが同じで切り分けができないような場合は、まとめて１つの事業所とみなし、補助基準額の上限は100,000円、補助額の上限は75,000円となりますので、重複して申請を行うことのないよう、十分注意してください。

同一施設・敷地内であっても、フロアが分かれている場合や敷地内で完全に区切られているような場合は、別個の事業所として取扱います。

重複して交付していることが判明した場合は、交付決定を取り消しの上、補助金を返還していただきます。

Ｑ４．分園がある場合の補助基準額はどのようになるのか。

Ａ４．分園の場合は１事業所とみなし、本園とそれぞれで補助を行います。

Ｑ５．具体的な対象経費はどのようなものか。

Ａ５．対象となる設備を新規導入・更新する場合の購入や設置に係る初期費用が対象となり、リース料や通信料などといった運用に際してのランニングコストは対象外です。また、既存施設・設備の改修、取り外しに係る経費や修理費については、更新の場合でも対象外です。

例えば、更新の際に新設備の設置費用と旧設備の撤去費用が混在している場合、後者は対象外となりますので、見積書等においてそれらが明確に判別できるようにしてください。

Ｑ６．カメラの三脚や延長コード、保護ケース等の付属品は補助対象となるか。

Ａ６．本市においてカメラの導入に不可欠であると判断できる場合は、補助対象となります。

Ｑ７．撮影した映像を記録・保管するための記憶媒体や鍵付き保管庫も対象となるか。

Ａ７．利用者のプライバシー保護や保護者の安心に応える観点から不可欠であると判断できるものであれば、補助対象とします。

Ｑ８．カメラを導入するにあたり、留意する点はあるか。

Ａ８．カメラによる映像の記録にあたっては、撮影前に保護者等の同意を得ておくことやプライバシー保護に配慮した記録後の映像保管体制の構築を行うことが望ましいですが、これは補助の要件ではありません。

また、カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成15年法律第57号）第２条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守してください。

このほか、こどもや来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示してください。